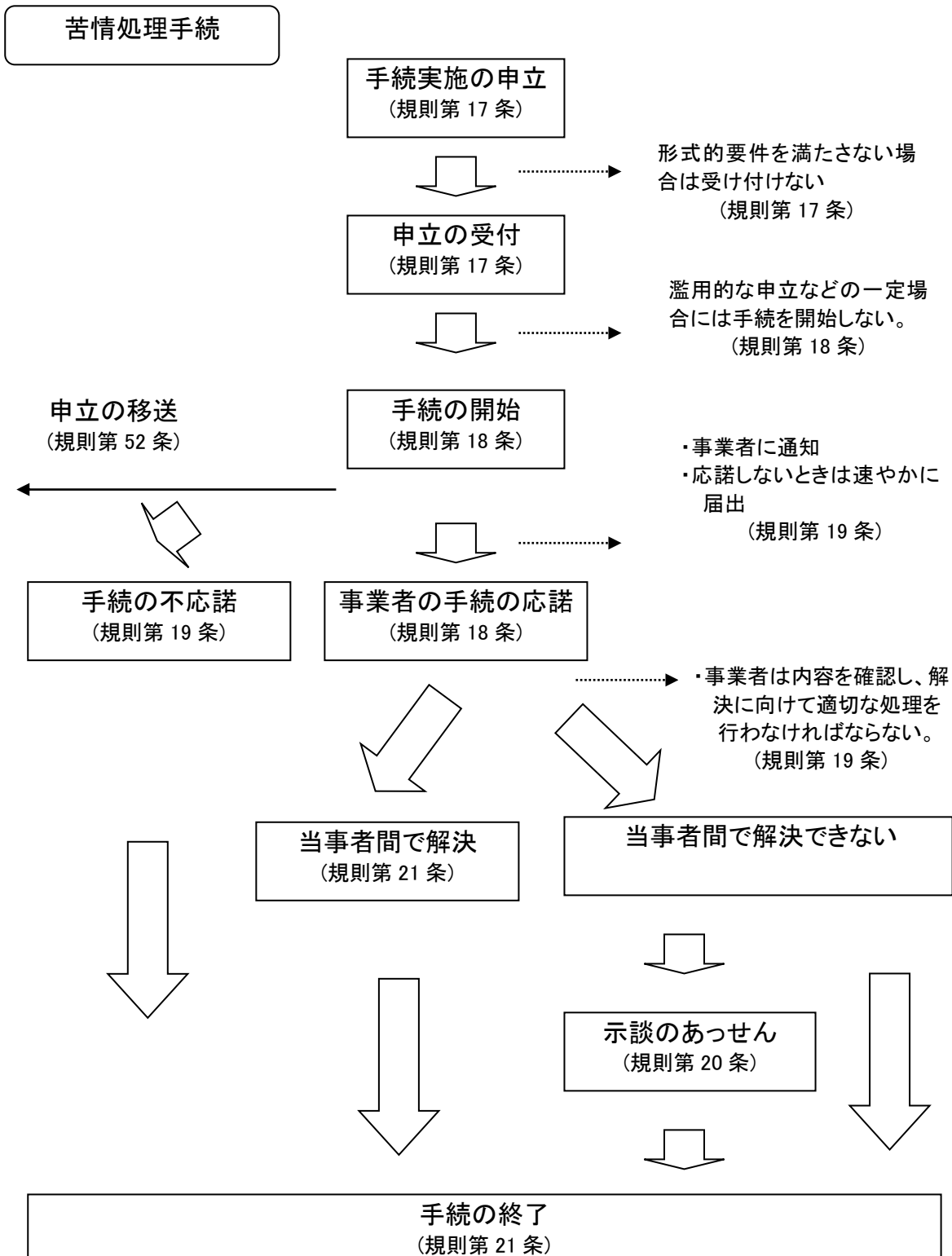


申立から終了までの主な手続きの流れ



紛争解決手続への移行

- ・ 契約関係者は苦情処理手続のいつにても紛争解決手続の実施の申立ができる。
 - ・ 事業者は苦情の申立から 4 週間経過後に申立てができる。
- (規則第 24 条)